

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより取引金融機関の選定を行いますので、次のとおり公告します。

平成26年10月14日

奈良県立大学長 伊藤 忠通

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 業務名

公立大学法人奈良県立大学の取引金融機関選定

(2) 業務の内容

奈良県立大学を平成27年4月1日に、公立大学法人が運営する形態に移行することとしています。(法人名は公立大学法人奈良県立大学(以下「法人」という。))となります。)

本件は、法人が法人化後の資金収納や支払い事務等を経済的かつ効率的に行うために、プロポーザル方式により取引金融機関を選定します。

2 参加資格

参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ①預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条に規定する金融機関(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行、長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、商工組合中央金庫)、農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第2条第1項に規定された農業協同組合又は郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行であること。
- ②奈良県内に本店又は支店を有すること。
- ③本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- ④地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- ⑥奈良県暴力団排除条例(平成23年奈良県条例第35号)第6条に規定する、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 参加手続き

(1) 実施要領及び仕様書等の交付

- ①交付期間 平成26年10月14日(火)から平成26年10月30日(木)まで
- ②方法 奈良県立大学のホームページからダウンロードしてください。
ホームページアドレス：<http://www.narapu.ac.jp/>

(2) プロポーザル参加手続き

このプロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書を提出してください。

1) 参加申込書等

- ①提出期限 平成26年10月30日(木)午後5時まで(月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(国民の祝日及び正午から午後1時までを除きます。))
- ②提出場所 〒630-8258 奈良市船橋町10番地
奈良県立大学事務局総務課 法人化・改革推進係
- ③提出方法 持参又は郵送に限ります。
なお、郵送による場合は書留郵便に限ります。
- ④作成及び提出に係る費用 プロポーザル参加者の負担とします。

2) 提案書の提出

①提出期間

平成26年10月14日(火)から平成26年11月20日(木)午後5時まで
(月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで(国民の祝日及び正午から午後1時までを除きます。))

②提出場所

〒630-8258 奈良市船橋町10番地
奈良県立大学事務局総務課 法人化・改革推進係

③提出方法

持参又は郵送により提出してください。
なお、郵送による場合は書留郵便に限ります。

④作成及び提出に係る費用

提案者の負担とします。

4 選考方法

審査会を設置し、別紙の選定基準に基づき、審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定します。

5 その他

(1) 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。

- ①役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- ②暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦この契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く。)において、奈良県が下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、契約の相手方がそれに従わなかったとき。
- ⑧この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(2) その他

詳細は、公立大学法人奈良県立大学の取引金融機関選定プロポーザル実施要領によります。

6 問い合わせ先

〒630-8258 奈良市船橋町10番地
奈良県立大学事務局総務課 法人化・改革推進係
電話番号 0742-22-4978